

倉吉市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第 6 号
倉吉市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市事務分掌条例施行規則（昭和52年倉吉市規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市民生活部各課の分掌事務） 第 4 条 市民生活部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 市民課 （ 1 ）～（10） 略 <u>（11）～（13）</u> 略 税務課～環境課 略	（市民生活部各課の分掌事務） 第 4 条 市民生活部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 市民課 （ 1 ）～（10） 略 <u>（11） 旅券に関すること。</u> <u>（12）～（14）</u> 略 税務課～環境課 略

附 則
この規則は、令和 7 年 3 月24日から施行する。